

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―一〇〇八

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一保健所の項を次のように改める。

障害者支援課	医師（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二条第一項各号に規定する団体をいう。以下この表において同じ。）に派遣される者に限る。） 看護師（公益的法人等に派遣される者に限る。）	二・五
--------	---	-----

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。